

公益法人関連事業評価書（補助金依存型公益法人）

平成 1 8 年 9 月

公益法人名	(財) 予防接種リサーチセンター	
担当部局・課	主管部局・課	健康局結核感染症課
	関係部局・課	

1. 法人への補助事業

①予防接種対策費等補助金
②衛生関係指導者養成等委託費
③厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
④厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）

(※ ③及び④については、「厚生労働科学研究補助金の成果の評価（平成 1 6 年度報告書）」において評価を実施済み。)

2. 財政状況

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
国から交付された補助金等(単位：百万円)	1 2 6 (決算額)	1 2 1 (決算額)	1 2 1 (決算額)	1 1 9 (予算額)	1 2 4 (予算案)
補助金等依存率 (%)	92.0	89.0	92.4		

評価対象（事業名）	①予防接種対策費等補助金	
担当部局・課	主管部局・課	健康局結核感染症課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	I	結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

(2) 事業の概要

事業内容				
<p>本事業は、(財) 予防接種リサーチセンター（以下「財団」という。）が実施する①保健福祉相談事業等（予防接種による健康被害者及びその保護者等に対する保健福祉相談、健康被害者家族等講習会、保健福祉相談員に対する講習会等）並びに②啓発普及事業（「予防接種ガイドライン」等の作成・配布による、予防接種従事者及び保護者等に対する予防接種に関する正しい知識の啓発普及）に係る費用の支給を行うものである。</p>				
法人への交付額				(単位：百万円)
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
8 2	8 1	7 8	7 5	9 4
(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)	(予算案)

2. 評 価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>公衆衛生の向上及び増進のため、国は予防接種を勧奨しているが、予防接種に起因する感染症の発生及びまん延を防止するためには、予防接種に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、予防接種による健康被害者等に対する保健福祉の向上を図るための検診や相談事業等を実施する必要がある。また、予防接種法第19条において、国民が正しい理解の下に予防接種を受けよう、予防接種に関する知識の普及を図ることは国の責務とされている。</p> <p>財団においては、予防接種を推進するための調査研究及び予防接種による健康被害に関する因果関係の調査研究等を行っていることから、財団に本事業を委託し、事業を効率的・効果的に実施しているところである。</p>
評価結果（政策的必要性を始めとした合理的理由）
<p>本事業は、国民の健康に大きな影響を及ぼす感染症の発生及びまん延を防止するために必要不可欠なものであることから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うこ</p>

とが適当である。

3. 特記事項

--

評価対象（事業名）	②衛生関係指導者養成等委託費	
担当部局・課	主管部局・課	健康局結核感染症課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	I	結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること

(2) 事業の概要

事業内容				
<p>本事業は、(財) 予防接種リサーチセンター（以下「財団」という。）が実施する予防接種従事者研修事業（予防接種を実施する医師、保健師及び看護師並びに実施主体である都道府県・市町村の担当者に対する、予防接種に関する基礎知識の再教育及び最新知識等についての研修）に係る費用の支給を行うものである。</p>				
法人への交付額				(単位：百万円)
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
8. 1	8. 1	7. 5	7. 6	7. 6
(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)	(予算案)

2. 評 価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>予防接種の実施に当たっては、関係者が十分に注意しても、極めてまれに健康被害が発生することがある。予防接種に関する事故を未然に防止するためには、接種者及び実施主体である市町村担当者に対して、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うことが必要である。また、予防接種法第19条第2項において、「国は、予防接種による健康被害の発生を予防するため、予防接種事業に従事する者に対する研修会の実施等必要な措置を講ずるものとする。」と国の責務が規定されており、予防接種による事故を未然に防ぐために、適切に対応する必要がある。</p> <p>財団においては、予防接種を推進するための調査研究及び予防接種による健康被害に関する因果関係の調査研究等を行っていることから、財団に本事業を委託し、事業を効率的・効果的に実施しているところである。</p>
評価結果（政策的必要性を始めとした合理的理由）
<p>本事業は、予防接種による事故を未然に防止するために必要不可欠なものであることから、今後も継続して実施することとする。</p> <p>また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。</p>

3. 特記事項

--